

# 身元保証問題に関する文献レビュー

## —身寄りのない人へのソーシャルワーク支援の課題—

花 田 達 紀<sup>\*1</sup>田 中 聡 子<sup>\*2</sup>

### —抄 録—

身寄りのない人への身元保証問題について、判断能力の有無によらず支援のニーズは拡大している。本研究においては、その問題の特徴と課題を分析することを通じて、ソーシャルワーク実践に求められる研究の方向性を提示することを目的として文献レビューを行った。その結果、医療機関や施設といった受け入れる側の実態調査が進み、身元保証人等に求める役割は解明が進んでいた。一方で、身寄りのない人本人や地域で身寄りのない人を支える支援者側の実態の把握が不十分であることが判明した。先行研究において「連携・ネットワーク構築」や「新たな公的支援制度」の必要性が示されていた。しかし、それに対して具体的な連携のあり方や有効な支援制度の確立には至っていない。今後、身寄りのない人の身元保証問題を解決するために、身寄りのない人本人や地域生活を支える支援者、行政側の視点に着目した研究の必要性が示唆された。

キーワード：身元保証，身寄りのない人，孤立

## I. 序論

### 1. はじめに

病院への入院・施設入所時に求められる身元保証人等に関しては、その多くは本人の家族・親族により担われてきた。しかし我が国においては少子高齢化・核家族化・地域社会との繋がりの希薄化が進む現状があり高齢単身世帯は増加している。そのため身寄りがなく身元保証人等を確保できない人が増加している。また、家族に「迷惑をかけたくない」という個人の意識や価値観の変化もある。家族・親族が不在というより、関係の遮断により頼る人がいないため身元保証人等を確保できないという問題も出てきている。このような現状の中で、判断能力の有無によらず身寄りのない人へのソーシャル

ワーク支援のニーズは拡大している。

そのようなニーズに対する支援を考えるうえで、まずこれまで検討されてきた身元保証問題の特徴と課題について整理する。そして批判的に考察することで、その課題の解決方法を提案することが必要である。

### 2. 我が国における身元保証の歴史

我が国における身元保証に関する歴史的な変遷についてみていく。西村（1965：1-4）は身元保証について我が国特殊の伝統的保証制度であり、徳川時代の人請及び明治前期の身元保証に由来する封建遺制的な性格が残存した被用者のための保証である。身元保証は、継続的保証のうちにおいて特異な地位を占めており、狭義の身元保証が身元保証ニ関スル法律として制定されたことも身元保証の特殊性に原因すると示している。

「身元引受」、「身元保証」という言葉は、身元保証ニ関スル法律（1933）に示されている。この法律によると、第一条「引受、保証其ノ他

受付日：2023.2.24

<sup>\*1</sup> 県立広島大学大学院総合学術研究科  
（博士課程前期）

<sup>\*2</sup> 県立広島大学

名称ノ如何ヲ問ハズ期間ヲ定メズシテ被用者ノ行為ニ因リ使用者ノ受ケタル損害ヲ賠償スルコトヲ約スル身元保証契約ハ其ノ成立ノ日ヨリ三年間其ノ効力ヲ有ス但シ商工業見習者ノ身元保証契約ニ付テハ之ヲ五年トス」と示されている。この条文から「身元引受」、「身元保証」という言葉の概念は、雇用の場におけるものと理解することができる。

我が国の法令上の規定に「身元保証人」という言葉はない。民法第446条1項において、「保証人」。民法第454条において、「連帯保証人」という言葉が使用されているが、これらは、債務に関する概念と理解することができる。

富永（2018：23）は、「病院への入院や施設入所時の身元保証とはまったく別の概念である」と述べている。高雄（2019：72）は、「施設や病院に入所・入院する際にも、身元引受人、身元保証人という言葉を使うのは、一種の言葉の転用」と述べている。つまり、病院への入院や施設入所時における「身元保証人等」は、前近代から我が国にある身元保証契約を基として「身元保証人」という名称で患者の身上の一切を保証する役割を担っていると解釈することができる。

### 3. 身元保証等高齢者サポート事業の問題と対応

身寄りのない人への支援として拡大したものの1つが、身元保証等高齢者サポート事業である。身元保証等高齢者サポート事業とは、内閣府消費者委員会（2017a）により公表された身元保証等高齢者サポート事業に関する消費者問題についての調査報告において用いられた用語であり、主に一人暮らしで身寄りのない高齢者を対象とした、身元保証や日常生活支援、死後事務等に関する身元保証サービスの総称である。我が国は、少子高齢化の進展により人口減少社会に突入しており、同時に、単身世帯の増加、親族の減少、あるいは近隣関係の希薄化といった状況がみられる。こうしたことを背景に、一人暮らしの高齢者等を対象として、身元保証や日常生活支援、死後事務等に関するサー

ビスを提供する新しい事業形態として身元保証等高齢者サポート事業は生まれた。身元保証サービスの内容は、サービスを提供する事業者によってその名称に多少の差異はあるものの、①身元保証サービス、②日常生活支援サービス、③死後事務サービスに分類されると整理されている。また事業者によって、基本となるサービスをパッケージとし、オプションサービスを組み合わせる形で提供されている場合が多い。いずれのサービスが基本サービス又はオプションサービスとなるかは、事業者により違いがみられると示されている。サービスについて具体的にみていくと、①身元保証サービスとは、病院・福祉施設等に入院・入所する際の入院費・施設利用料の保証や賃貸住宅に入居する際の賃料の保証、入院・入所の手続の支援、身元の引受けとなっている。②日常生活支援サービスとは、緊急時の親族への連絡や買物支援、通院・通所の送迎・付添い、役所・金融機関等の手続の代理、電話・訪問による定期的な安否確認、日常的金銭管理、家の片付けとなっている。③死後事務サービスとは、病院・福祉施設等の費用の精算代行や遺体の確認・引取り、居室の原状回復、残存家財・遺品の処分、ライフラインの停止手続、葬儀・納骨・法要の支援となっている。

身元保証等高齢者サポート事業の問題として、身元保証等高齢者サポート事業に関する消費者問題についての調査報告（内閣府消費者委員会2017a）及び身元保証等高齢者サポート事業に関する消費者問題についての建議（以下、建議という。内閣府消費者委員会2017b）が公表された。その背景として、身元保証等高齢者サポート事業を行っていた日本ライフ協会は、預託金の流用により2016年に公益認定を取り消され、同年には経営破綻し、破産手続へ移行したことがあげられる。このため、日本ライフ協会と契約していた高齢者等において、契約していたサービスの提供や預託金の返還を受けられない消費者被害が発生した。このことをきっかけに、身元保証等高齢者サポート事業全般について、指導監督を行う行政機関が必ずしも明確

ではなく、当該事業に関する規定を定めた法令も存在していないことを建議のなかで問題視された。

公益社団法人成年後見センター・リーガルサポート（2014）の調査によると、入院・入所時の身元保証人は、従来多くの場合に、当人の身近に居住する家族・親族（親・子・兄弟姉妹・甥姪等）により担われてきた。しかし、実際に身寄りのない人だけでなく、家族・親族に迷惑はかけられないと感じて「身寄りがいない人となる人」が増加している。このような背景から、入院・入所時の身元保証人を確保できないという問題が顕在化するようになったことが示されている。

建議の内容は、①身元保証等高齢者サポート事業における消費者保護の取組、②病院・福祉施設等への入院・入所における身元保証人等の適切な取扱い、③消費者への情報提供の充実が求められた。

建議を受けて、厚生労働省においては、みずほ情報総研株式会社（2018）により「介護施設等における身元保証人等に関する調査研究事業」、株式会社日本総合研究所（2018）により「地域包括ケアシステムの構築に向けた公的介護保険外サービスの質の向上を図るための支援のあり方に関する調査研究事業」が調査研究として行われ報告された。この報告を受けて、厚生労働省老健局高齢者支援課（2018）から通知として「市町村や地域包括支援センターにおける身元保証等高齢者サポート事業に関する相談への対応について（以下、通知という）」が出されている。この通知とあわせて、高齢者等が安心して身元保証等高齢者サポート事業を利用できるよう、当該事業についての説明と、利用する事業者及びサービスを検討する際のポイントを示した普及啓発資料（以下、ポイント集という）が作成されている。この通知では、市町村や地域包括支援センターにおいては、身元保証等高齢者サポート事業に関する相談を受けた場合は、ポイント集を適宜活用し、適切な助言を行うよう示している。さらに消費者安全確保地域協議会を活用し、消費生活上特に配慮を要する

消費者の見守り等必要な取組みを行っていることを踏まえ、地域包括支援センター等が構築を推進している地域のネットワークとの連携を図るよう示している。また、介護保険施設に関する法令上は身元保証人等を求める規定はなく、各施設の基準省令においても、正当な理由なくサービスの提供を拒否することはできないこととされており、入院・入所希望者に身元保証人等がないことは、サービス提供を拒否する正当な理由には該当しないと改めて、事業者へ示している。あわせて、介護保険施設に対する指導・監督権限を持つ都道府県等においては、管内の介護保険施設が、身元保証人等がないことのみを理由に入所を拒むことや退所を求めるといった不適切な取扱いを行うことのないよう、適切に指導・監督を行うよう示している。

また、山縣（2018）は「医療現場における成年後見制度への理解及び病院が身元保証人に求める役割等の実態把握に関する研究 平成 29 年度 総括・分担研究報告書」を報告している。翌年に山縣（2019a）は「医療現場における成年後見制度への理解及び病院が身元保証人に求める役割等の実態把握に関する研究 平成 30 年度 総括・分担研究報告書」を報告している。これを受けて山縣（2019b）は「身寄りがいない人の入院及び医療に係る意思決定が困難な人への支援に関するガイドライン（以下、ガイドラインという）」を策定している。ガイドラインでは、「身元保証・身元引受等」の機能・役割を①緊急の連絡先に関すること、②入院計画に関すること、③入院中に必要な物品の準備に関すること、④入院費用に関すること、⑤退院支援に関すること、⑥（死亡時の）遺体・遺品の引き取り・葬儀等に関することに分類している。医療同意については、本人の一身専属性が極めて強いものという理由を挙げ、「身元保証人・身元引受人等」の第三者に同意の権限はないとの基本的考え方を示している。また、「本人の判断能力が十分な場合」、「判断能力が不十分で成年後見制度を利用している場合」、「判断能力が不十分で、成年後見制度を利用していない場合」に分類した上で、具体的な対応を定め

ている。

その後、2022年8月に医療機関等を対象に実施された調査で抽出された事例に関して、医学的課題、法律的・倫理的懸念事項や対応策として考えられる内容等を整理した「身寄りがいない人の入院及び医療に係る意思決定が困難な人への支援に関するガイドラインに基づく事例集（山縣2022）」が発出されている。

以上のように身寄りのない人が身元保証人等を確保できない場合においても、医療や介護サービスの提供が必要であることは通知やガイドラインによって周知が進んでいる。一方、制度の狭間に陥り身元保証人等がいなことで病院や施設等が困るケースは存在しており、問題の解決には至っていない。したがって、身元保証問題に対してこれまで行われてきた課題を総合的に分析し、批判的に考察することが重要である。

## II. 研究の目的と方法

### 1. 目的

ガイドラインにおいても示されている通り、身寄りのない人の断能力の有無により成年後見制度や日常生活自立支援事業等の利用を含めた既存サービスが存在するが、費用等が払えず、制度の狭間に陥っている人が存在する。こうした人は地域社会からも孤立状態にあり、孤独死に至り、死後の身元引受人すら不在の場合もある。

そこで本研究においては、このような制度の狭間問題に対処するため、身元保証問題についてこれまでに研究されてきた文献をレビューし、その特徴と課題を分析する。分析結果から、今後ソーシャルワーカーに求められる支援についての研究の方向性と課題を提示することを目的とする。

### 2. 用語の定義

本研究において用語の定義として筆者は、「身寄りのない人」、「身元保証人等」、「身元保証問題」について次のように定義を行った。

「身寄りのない人」とは、家族・親族がいない人。また、いたとしても親族とは交流がなく、

連絡がつかない状況の人。これまでの親族との関係性から支援が得られない人。親族が遠方に住んでおり支援は望めない状況にある人。

「身元保証人等」とは、病院への入院、施設入所時に求められる、「身元保証人」「連帯保証人」「身元引受人」等の名称で求められるもの。賃貸物件を借り受ける際に求められる、本人が負うべき債務や義務を本人以外の者が保証する者（連帯保証人）等。

「身元保証問題」とは、身寄りのない人が身元保証人等を確保できず病院への入院や施設入所時に適切な支援やサービスの利用ができないこと。また、利用できたとしても支援者側にしわ寄せいくことで、支援者側が対応に困ること。身元保証人等を確保するための既存サービスの費用が払えない、制度の対象者ではないことからその狭間に陥っており、社会資源の活用に至らずその対応に困ること。

### 3. 文献の選定基準

文献レビューは、ガイドラインが発出された2019年以降から2022年12月時点を調査対象期間とした。ガイドラインが身寄りのない人に対するソーシャルワーカーが行う支援に及ぼす影響は大きいと考える。ガイドラインは医療機関を対象としたものである。しかし、退院先の確保には施設入所も含まれており、施設入所に際してもガイドラインの影響が及んでいるものと考ええる。そこでガイドラインの影響を受けた後の身寄りのない人が抱える身元保証問題に対するソーシャルワーク支援の動向を調査するため、ガイドライン発出後を分析対象期間とした。

選定基準は、紀要を含む学術誌に掲載されている研究であることとした。

本研究における用語の定義から外れる労働や雇用、難民や外国人留学生、外国人労働者に関するもの、債務や損害賠償に関するものを分析の対象から除外した。

### 4. 文献の検索方法と文献の選択

CiNii Researchのデータベースを用いて、「身元保証人」で論文を検索し11件、「身元保

証」で論文を検索し54件、「身元保証等高齢者サポート事業」で論文を検索し2件、「保証人」で論文検索し106件、合計173件の結果であった。分析の対象とする文献を選定するために論文のタイトルや抄録を検討し、必要に応じて原文をあたり内容を確認した。その結果、本研究の用語の定義における身元保証問題と関連がない文献102件を除外した。除外した内訳は、労働や雇用に関する文献11件、難民や外国人留学生、外国人労働者に関する文献5件、債務や損害賠償に関する文献86件であった。また、学術論文ではない文献49件、検索の過程で重複した11件の文献も除外し、本研究における用語の定義及び文献の選定基準に沿った11件の論文を抽出し分析の対象とした。

## 5. 倫理的配慮

本研究は、人を対象とする研究ではないが、「日本社会福祉学会研究倫理規程」及び「研究倫理規程にもとづく研究ガイドライン」を熟読したうえで、その内容を遵守し規程に示す項目に抵触しないことを確認している。

## 6. 分析方法

分析対象となった11件の文献を研究目的、調査・研究内容、研究結果と考察の枠組みに沿ってレビューシートを作成し整理した。次に、各文献における身寄りのない人への支援の課題から今後の研究の方向性について考察を行った。

## Ⅲ. 結果

本研究において調査分析対象とする文献の概要をまとめたものが表1である。

### 1. 研究の調査対象

研究の調査対象について類似したものをグループ化しまとめると「身寄りのない人を受け入れる側」と「身寄りのない人を受け入れてもらうために支援する側」の2つのカテゴリーに分類された。

「身寄りのない人を受け入れる側」について

さらに細かく分析すると「医療機関と施設の両方」に焦点をあてた研究が5件、「医療機関又は医療ソーシャルワーカー」のみに焦点をあてた研究が4件、「施設」にのみ焦点をあてた研究が1件であった。

「身寄りのない人を受け入れてもらうために支援する側」については、「社会福祉協議会」に焦点をあてた研究が2件であった。

実際に身寄りのない人の受け入れ対応で困る場面に遭遇する「身寄りのない人を受け入れる側」に焦点をあてた研究は多く実施されていた。一方で、身寄りのない人が入院、施設入所できるように支援する側については、社会福祉協議会に対してのみ研究が行われていた。

先駆的な取り組みとして紹介されている社会福祉協議会においては、成年後見制度の活用が難しい判断能力のある身寄りのない人に対して、生前の見守りと死後事務委任をセットにした取り組みが紹介されている。この制度においては、民間の身元保証等高齢者サポート事業の活用が困難な低所得者に対して、身元保証人等の機能を提供し、従来の制度では制度の狭間に陥っていた人も支援している。

序論で触れた身元保証等高齢者サポート事業を行う民間事業者を対象とした調査は実施されていなかった。他に、地域において在宅生活を支える地域包括支援センターや居宅介護支援事業所、相談支援事業所等の支援者や行政を対象とした調査も実施されていなかった。

また、身寄りのない人本人を調査対象とした研究も行われていなかった。

### 2. 調査・研究の方法

調査・研究の方法についてグループ化してまとめると5つのカテゴリーに分類することができた。「実態把握のためのアンケート調査・分析」を実施した研究は5件、「既存の研究・報告書、ガイドラインを再分析」した研究が2件。

「先駆的な取り組みの事例紹介・研究」が2件。「入院・入所の際に用いられる書式の記載内容を検証」した研究が1件、「個別事例を検証」した研究が1件であった。

「実態把握のためのアンケート調査・分析」においては、序論で触れた身元保証等高齢者サポート事業の問題を契機として2017年以降に行われた調査、研究のような全国的な規模でのものではなく、単一又は2つの都道府県にまたがるような規模で調査が行われていた。

「既存の研究・報告書、ガイドラインを再分析」においても、2019年に発出されたガイドラインを再分析した研究であり、新たなガイドラインの策定や改訂には至っていない。

「先駆的な取り組みの事例紹介・研究」では、その結果すべてが福岡市社会福祉協議会の取り

組み事例であった。

### 3. 身寄りのない人への支援課題

研究の結果と考察から身寄りのない人への支援課題をグループ化してまとめると「連携・ネットワーク構築の必要性」「新たな公的支援制度の必要性」「制度の狭間を埋める支援の必要性」「身寄りのない人の困り感の実態把握の必要性」「身元保証問題を貧困問題として捉える必要性」「既存のガイドラインや制度の十分な活用」の6つの共通したカテゴリーに分類された。

表1 調査対象とする文献の概要

著者(出版年)	研究目的	調査・研究内容	研究結果と考察
栗田(2019)	居住支援とコミュニティソーシャルワークのあり方を探る	福岡市社会福祉協議会が実施する保証人、死後事務の取り組みの紹介	制度の狭間の問題が増える中で、そこを埋める実践の必要性
林(2019)	医療現場やMSWに焦点をあてて、保証人問題における研究上の課題を示す	既存の3つの調査報告書の検討	保証問題で困っている患者の実態把握。保証人不在者へのMSWによる支援の実態把握。保証人問題に関わる地域連携ネットワーク構築に向けた具体的方法の検討
南本(2019)	急性期病院での個別事例研究を通じてソーシャルワーク実践を検討する	身元保証がない人の入退院支援に関する個別事例研究	身元保証がない人が安心して入退院できる社会を実現するためには、正確な法的理解や権利擁護の視点と意識を土台とした地域でのネットワークや仕組み作りが必要であり、ソーシャルワーカーの果たす役割は重要。個別事例を地域課題とする実践の積み重ね、ミクロ・メゾ・マクロに循環するソーシャルワーク展開が求められる
能登(2019)	入院・入所時の身元保証の内容と特色を中心に整理を行う	入院・入所の際に用いられる書式の記載内容を検討し入院・入所時の身元保証に含まれる内容とその法的効力の範囲の検証	入院・入所時や退院・退所時、本人死亡時に関係者が困らないしくみの構築の必要性
飯村(2020)	身元保証人の複雑な機能を再度検討し、成年後見人との関係について整理し、社会福祉協議会における身元保証の取り組み事例を検討することにより、社会福祉実践現場で求められている身元保証人の機能と、解決策の方向性を探究する	福岡市社会福祉協議会における死後事務関係の取り組みの紹介	身元保証人に代わる明確な代替策が確立されていないことが改めて浮き彫りになった。身元保証人がいなくても、高齢者が安心して入所・入院できる環境を整備するためには、公的な新たなしくみが求められている
林(2021a)	保証人不在者に対するMSWの関わり方や認識、所属機関内の支援体制の実態を明らかにする	愛知県MSW協会会員へのWEB調査	成年後見制度や日常生活自立支援事業の運用が医療現場の実態に即していない 所属機関内の保証人不在者に対する支援体制が十分でないことが、MSWの支援困難につながる

著者(出版年)	研究目的	調査・研究内容	研究結果と考察
林 (2021b)	身寄りのない人への受療支援や入所・転居支援の課題を明らかにする	既存の意思決定支援ガイドラインの内容と活用法の検討	地域関係機関のネットワーク構築の必要性。既存の制度や社会資源の活用にとどまらないソーシャルワーク実践が求められる
水澤 (2021)	身元保証人等がない入居希望者を受け入れている施設に焦点を当て、受け入れを可能にする要因や特徴を明らかにする	宮城県内の広域型特別養護老人ホームへの質問紙調査	身元保証人等不在に関する課題に施設単体で対応することは困難。自治体や地域の関係機関と課題の共有から始める必要がある
小澤 (2021)	新潟県内の病院・施設等が身元保証人等がないことによってどのようなことに困っているのかを統計的に把握する	新潟県内にあるすべての病院、特別養護老人ホーム、介護老人保健施設(老健施設)、ケアハウス、有料老人ホーム に対する実態把握調査	身元保証人等がないと入院、入所ができない実態をなくしていくために、身元保証人がいなくてもスムーズに入院、入所ができるシステムづくり、受け入れ機関が金銭的リスクや死後事務対応(行政含む)で困らないしくみづくりが求められる
富田・谷川 (2022)	「身寄りがない人の入院及び医療に係る意思決定が困難な人への支援に関するガイドライン」が医療機関において活用され、身元保証問題に対応できているのかどうか検証するとともに、身寄りのない独居高齢者の身元保証問題に対する医療ソーシャルワーカーの望ましい支援とはどのようなことであるか明らかにする	兵庫県・岡山県の医療ソーシャルワーカーに対する質問紙調査	「ガイドライン」が周知されていないため、活用されておらず、十分に対応できていない。身寄りのない独居高齢者の身元保証問題に対する医療ソーシャルワーカーの望ましい支援のあり方として「成年後見制度、生活保護制度などの活用を図る」「地域の協力を得て、多職種多機関連携の要となる」「本人への説明と信頼関係の構築を図る」
村上 (2022)	身寄りのない患者の生活実態を明らかにするなかで、社会福祉学としての身元保証問題の視座について考察する	MSWによる退院援助の対象者についての生活実態調査、入院患者の生活実態調査	貧困問題と認識した取り組みの必要性。連携にとどまらず、公的施策の必要性

#### Ⅳ. 考察

##### 1. 研究の調査対象からの示唆

身寄りのない人を受け入れる側については、序論でも述べたように建議を受けて、医療機関や施設といった受け入れる側の実態調査が進み、その流れを汲む研究と言える。受け入れる側が身元保証人等に求める役割や身寄りのない人を受け入れることでの困り感については、説明が進んでいると言える。

一方、受け入れてもらうために支援する側の視点で見ると、先駆的な社会福祉協議会の取り組みに限られる。一般的に社会福祉協議会においては、日常生活自立支援事業が行われている。日常生活自立支援事業と死後事務委任をセットにした身元保証等高齢者サポート事業に取り組むことは意義のあることと考える。しか

し、実際には利用料収入だけで制度を賄うことの難しさが課題としてあげられている。またマンパワー不足の問題も課題として考えられ、一部の社会福祉協議会においては、同様またはそれに近い形で取り組みを行う社会福祉協議会は存在するが、あくまで先駆的な取り組みにとどまっている。一部の地域における先駆的な取り組みとしてだけでなく、全国的な制度として広がるよう課題を整理する必要があると考える。

身元保証等高齢者サポート事業を行う民間の事業者を対象とした調査・研究は行われていなかった。今後の課題は、身元保証等高齢者サポート事業を行う民間の事業者を地域資源として、いかに連携していけるかである。そのため、身元保証等高齢者サポート事業を行う民間の事業者を対象とした調査・研究が求められると示唆された。

また、地域での在宅生活を支える地域包括支援センターや居宅介護支援事業所、相談支援事業所等の支援者を対象とした調査も実施されていなかった。身元保証に関する問題は、病院や施設の相談員だけが抱え取り組むべき課題ではなく、地域全体の課題として捉える必要がある。また、在宅における介護サービスや障害福祉サービスの利用に際しても身元保証人等が求められる。今後、入院・施設入所に限らず、地域での在宅生活を支える支援者側への調査・研究も求められると示唆された。あわせて、行政が果たすべき責務について言及する必要がある。そのためには行政側の視点にたった研究も求められる。

身寄りのない人本人を調査対象とした研究も行われていなかった。身元保証問題は、支援者側が困っているという認識になりやすい。一方で、身寄りのない人本人の思いを無視した支援ではなく、意思決定のあり方や本人の思いを汲んだ制度のあり方や支援が必要となる。今後は身寄りのない人本人を対象とした調査・研究も必要となってくると示唆された。

## 2. 調査・研究の方法からの示唆

病院の医療ソーシャルワーカーを対象とした調査・研究が多く実施されていた。これは施設に比べ病院は医療同意の問題をはじめ決定までに緊急性を求められる場面が多くある。また入院期間の短縮が求められる中で、退院先の確保にも身元保証問題は影響を及ぼすためと考えられる。そのような中で、既存のガイドラインには記載のない項目が多く対応が難しいという意見もあげられていた。しかし、ガイドラインはあくまでガイドラインであり、すべての事例を網羅することには限界がある。また、医療ソーシャルワーカーはこの支援を必ず行わなければならないというように決定してしまうことで、それに対するジレンマが生じるとも推察される。実際の支援現場においては、身寄りのない人本人の判断能力の状態や支援体制、地域の特性にもよって状況は異なる。ガイドラインをもとに本人や支援者がどのような支援が必要かを

個別に判断していく必要があると示唆された。

## 3. 身寄りのない人への支援課題からの示唆

既存のガイドラインや制度の不備があげられていた。一方で、既存のガイドラインや制度がそもそも十分に活用されていないとも示されていた。「連携・ネットワーク構築の必要性」が結論としてあげられているように、支援者同士が繋がることで問題を共有し、複数の支援者で問題解決にあたることは重要である。しかし、支援者が連携しネットワークを構築しただけでは直接の問題解決にはならない。具体的に連携したうえでどのような支援に繋げるのが重要である。身元保証問題を特定の支援者だけが抱える問題ではなく、支援者全体の問題として理解・共有することで、対応にあたる支援者の孤立を防ぐことができると考える。支援者同士がお互いの役割を理解し、強みを活かした支援体制の構築が求められる。また、情報交換が積極的に行われることで、既存のガイドラインや制度の周知につながる。連携・ネットワーク構築を通じて、既存のシステムや支援の方法を支援者間が相互に理解を深め、ソーシャルワーク実践に活用していくことが必要である。

「新たな公的支援制度の必要性」、「制度の狭間を埋める支援の必要性」という支援課題が浮き彫りになっていた。しかし、具体的な支援制度の案については先行研究において示されていない。今後、具体的にどのような支援制度が求められているのか、制度の狭間においてどのようなことで困っているのか、より具体的な問題解決に向けた制度のあり方について提示が求められていると示唆された。

公的制度の拡充は必要だが、人口減少の日本社会においては限界もある。必要とされる支援と実現可能な支援という両側面の視点が求められる。行政においてはこれまでも、身寄りのない人が亡くなった場合、身元判明や葬祭人の有無により生活保護法における葬祭扶助の支給や、墓地、埋葬等に関する法律及び行旅病人及行旅死亡人取扱法により死亡地の市町村長が埋火葬を行ってきている。しかしながら今後は死

後の対応にとどまらず、生前を含めた身寄りのない人に特化した公的相談窓口の設置が必要であると考えられる。そこでは、生前からの死後に至るまで柔軟に対応することが求められる。また、身寄りのない人を支援する支援者に対する研修の機会やインフォーマルサービスへの金銭的な補助も含めて、身元保証問題に対して包括的に統一した対応を行うことが必要である。そのためには、行政の責務を明らかとする研究も今後求められるといえよう。

「身寄りのない人の困り感の実態把握の必要性」があげられているように、身元保証問題に関しては、本人の困り感と支援者側の困り感では、問題の本質にずれが生じると推察される。近年、成年後見制度においても、意思決定支援の重要性がうたわれている。今後、身元保証問題の解決のためには、身寄りのない人本人とそれを支える支援者側の両側面の視点が必要であると示唆された。

## V. 結論

本研究では、文献レビューを通じて、明確な解決策が見いだせずにいる身寄りのない人の身元保証問題について議論し、今後の研究の方向性について検討した。

医療機関や施設が身元保証人等に求める役割や機能が解明される中で、それに対して活用可能な成年後見制度や日常生活自立支援事業、身元保証等高齢者サポート事業といった既存の支援からこぼれ落ちる人に対して、「連携・ネットワーク構築の必要性」、「新たな公的支援制度の必要性」が示されていたが、現実的な支援や制度設計には至っていないことが示された。

身元保証等高齢者サポート事業を行う民間の事業者や地域包括支援センター、居宅介護支援事業所、相談支援事業所等の地域生活を支える支援者、行政を対象とした調査も実施されていなかった。今後、身元保証問題の解決に向け、地域資源の一員としていかに問題解決と一緒に取り組んでいけるかを明らかにしていく必要性が示された。

身元保証問題については、支援者側の困り感が強く認識されており、身寄りのない人本人の困り感や思いについては研究がなされていない現状がある。判断能力の有無によらず、身寄りのない人本人の意思決定とあわせて、どのような問題解決が図れるのか、身寄りのない人本人と支援者双方の視点にたつ必要性が示された。身寄りのない人本人にとっては、現在の枠組みや制度では、身元保証人等を確保できずに困る事態に陥る。受け入れる側が必要としてきた身元保証人等を求める現在の枠組みや制度を変更することで、受け入れる側も困らない仕組みにしていく必要があると考える。

身元保証問題は、医療機関や施設だけが抱える問題ではなく、地域社会全体の問題として捉える必要がある。そのためには今後、身元保証問題の解決に向けて、本研究が明らかにしたように、身寄りのない人本人や地域生活を支える支援者、行政側の視点に着目した研究が行われることが、今後の課題であるといえよう。

## 文献

- 林祐介 (2019) 「保証人問題における研究上の課題 — 3つの調査報告書の検討結果を踏まえて —」 『医療と福祉』 53(1), 42-49.
- 林祐介 (2021a) 「保証人代行団体と医療ソーシャルワーカーの関わり方についての一考察—愛知県医療ソーシャルワーカー協会会員へのWEB調査の結果から—」 『医療と福祉』 55(1), 49-56.
- 林祐介 (2021b) 「身寄りがなく判断能力の不十分な人へのソーシャルワーク実践—受療支援と入所・転居支援を中心に—」 『ソーシャルワーク研究』 47(3), 39-46.
- 飯村史恵 (2020) 「社会福祉における身元保証問題 — 高齢者の施設入所・病院入院に焦点を当てて —」 『立教大学コミュニティ福祉研究所紀要』 8, 1-17.
- 株式会社日本総合研究所 (2018) 『地域包括ケアシステムの構築に向けた公的介護保険外サービスの質の向上を図るための支援のあり方に関する調査研究事業報告書』 平成29年度厚生労働省老人保健健康増進等事業

- ([https://www.jri.co.jp/MediaLibrary/file/column/opinion/pdf/180821\\_mimotohosyo.pdf](https://www.jri.co.jp/MediaLibrary/file/column/opinion/pdf/180821_mimotohosyo.pdf),2022.12.24)
- 公益社団法人成年後見センター・リーガルサポート (2014)『病院・施設等における身元保証等に関する実態調査』
- ([https://www.legal-support.or.jp/akamon\\_regal\\_support/static/page/main/newsttopics/mimotohoshohoukoku.pdf](https://www.legal-support.or.jp/akamon_regal_support/static/page/main/newsttopics/mimotohoshohoukoku.pdf),2022.12.24)
- 厚生労働省老健局高齢者支援課・振興課通知 (2018)「市町村や地域包括支援センターにおける身元保証等高齢者サポート事業に関する相談への対応について(平成30年8月30日)(老高発0830第1号/老振発0830第2号)」
- (<https://www.roken.or.jp/wp/wp-content/uploads/2018/08/vol.676.pdf>,2022.12.24)
- 栗田将行 (2019)「保証人不在や死後事務に取り組む包括的居住支援とコミュニティソーシャルワーク」『コミュニティソーシャルワーク』23, 5-14.
- 身元保証ニ関スル法律 (<https://elaws.e-gov.go.jp/document?lawid=308AC1000000042>,2022.12.24)
- 南本宜子 (2019)「身元保証がない人の入退院支援を考える—ミクロ・メゾ・マクロの展開—」『ソーシャルワーク研究』45(2), 55-60.
- みずほ情報総研株式会社 (2018)『介護施設等における身元保証人等に関する調査研究事業』平成29年度老人保健事業推進費等補助金
- ([https://www.mizuho-rt.co.jp/case/research/pdf/mhlw\\_kaigo2018\\_04.pdf](https://www.mizuho-rt.co.jp/case/research/pdf/mhlw_kaigo2018_04.pdf),2022.12.24)
- 水澤里志 (2021)「身元保証人等不在の方に対する特別養護老人ホームの役割と取り巻く課題—身元保証人等不在の方の受け入れ実績のある施設に焦点を当てた分析を通して—」『東北福祉大学大学院総合福祉学研究科紀要』18, 1-14.
- 村上武敏 (2022)「身寄りのない患者の生活実態にみる『身元保証問題』の視座—社会福祉学としての対象規定と関係調整からの脱却を目指して—」『社会福祉学』63(1), 61-71.
- 内閣府消費者委員会 (2017a)『身元保証等高齢者サポート事業に関する消費者問題についての調査報告』
- ([https://www.cao.go.jp/consumer/iinkaikouhyou/2017/doc/20170131\\_kengi\\_houkokul.pdf](https://www.cao.go.jp/consumer/iinkaikouhyou/2017/doc/20170131_kengi_houkokul.pdf),2022.12.24)
- 内閣府消費者委員会 (2017b)『身元保証等高齢者サポート事業に関する消費者問題についての建議』
- ([https://www.cao.go.jp/consumer/content/20171207\\_20170131\\_kengi.pdf](https://www.cao.go.jp/consumer/content/20171207_20170131_kengi.pdf),2022.12.24)
- 西村信雄 (1965)『身元保証の研究』有斐閣.
- 能登真規子 (2019)「入院・入所時の身元保証」『滋賀大学経済学部研究年報』26, 39-66.
- 小澤薫 (2021)「新潟県における身元保証に関する実態把握調査報告書」『人間生活学研究』(新潟人間生活学会)12, 31-38.
- 佐伯仁志・大村敦志 編 (2021)『ポケット小六法令和4年版』有斐閣.
- 高雄佳津子 (2019)「遺体の引取りと火葬・埋葬」松川正毅 編『新・成年後見における死後の事務—円滑化法施行後の実務の対応と課題—』日本加除出版, 59-81.
- 富永忠祐 (2018)「介護施設等における身元保証人等に関する調査研究事業報告書からみた身元保証問題の考え方と対応」『実践成年後見』77, 22-30.
- 富田幸典・谷川和昭 (2022)「身寄りのない独居高齢者の身元保証問題に対する医療ソーシャルワーカーの望ましい支援とは—兵庫県・岡山県の実態調査より—」『関西福祉大学研究紀要』25, 75-84.
- 山縣然太郎 (2018)『医療現場における成年後見制度への理解及び病院が身元保証人に求める役割等の実態把握に関する研究 平成29年度 総括・分担研究報告書』平成29年度厚生労働科学研究費補助金 厚生労働科学特別研究事業, 山梨大学大学院 総合研究部 医学域 基礎医学系 社会医学講座.
- (<https://www.mhlw.go.jp/content/000734017.pdf>,2022.12.24)
- 山縣然太郎 (2019a)『医療現場における成年後見制度への理解及び病院が身元保証人に求める役割等の実態把握に関する研究 平成30年度 総括・分担研究報告書』平成30年度厚生労働行政

推進調査事業費補助金 地域医療基盤開発推進  
研究事業, 山梨大学大学院 総合研究部 医学域  
基礎医学系 社会医学講座.

(<https://www.mhlw.go.jp/content/000734018.pdf>,2022.12.24)

山縣 然太郎 (2019b) 『身寄りがない人の入院及び  
医療に係る意思決定が困難な人への支援に関す  
るガイドライン』平成30年度厚生労働行政推進  
調査事業費補助金 地域医療基盤開発推進研究  
事業, 「医療現場における成年後見制度への理解  
及び病院が身元保証人に求める役割等の実態把  
握に関する研究」班.

(<https://www.mhlw.go.jp/content/000516181.pdf>,2022.12.24)

山縣 然太郎 (2022) 『「身寄りがない人の入院及び  
医療に係る意思決定が困難な人への支援に関す  
るガイドライン」に基づく事例集』令和3年度  
厚生労働科学研究費補助金 地域医療基盤開発  
推進研究事業, 「身寄りがない人の入院及び医療  
に係る意思決定が困難な人への支援に関する研  
究」班.

(<https://www.mhlw.go.jp/content/000976428.pdf>,2022.12.24)

**Literature Review on Fidelity Guarantees Issues**  
**—Challenges of social work support for people without relatives—**

Tatsunori HANADA Satoko TANAKA

— Abstract —

The need for support for the people who have no relatives is expanding, regardless of whether or not they have the capacity to make decisions regarding the issue of guarantees. In this study, a literature review was conducted with the aim of presenting research directions required for social work practice through analyzing the characteristics and issues of the problem. As a result, the actual situation on the accepting side, such as medical institutions and facilities, had been investigated, and the role required of guarantors had been clarified. On the other hand, it was found that there was insufficient understanding of the actual situation on the part of those who have no relatives themselves and on the part of supporters who support people without relatives in the community. Previous studies have shown the need for "collaboration and networking" and "new public support systems. However, concrete ways of cooperation and effective support systems have yet to be established. In order to solve the problem of guarantees for people without relatives, it was suggested that research focusing on the viewpoints of the people without relatives themselves, supporters of community life, and the government side is needed.

Key words : Fidelity guarantee, People without relatives, Isolation